

## 東京都ローイング協会審判長注意

東京都ローイング協会主催のレースは日本ローイング協会「競漕規則」(2024年4月改訂版)によって実施される。ただし、大会やコースの状況に対応するため、大会要項に加え以下を定める。当内容が競漕規則に抵触する場合は以下「審判長注意」を優先する。

1. 代表者会議は行わず、大会要項及び当審判長注意をもって諸注意を周知する。大会は諸注意内容が所属団体代表者から必ずクルーに周知されていることを前提に運営される。
2. 組合せは大会前に抽選によって決定される。
3. 戸田においては、出艇・帰艇用のポンツーンは特に設けず出艇時棧橋監視は行わない。バウボール、ストレッチャーのクイックリリース機能、ヒールロープ等の安全確認は各クルーの責任において実施する。各部署にて適宜、安全及び服装・ブレードカラー等の確認を受けることがある。レース終了後、主審によりデッドウェイトの確認が行われる。主審から艇計量を指示されたクルーは国立艇庫前棧橋にて監視業務も実施される。
4. 戸田にて回漕するクルーは、通常回漕ルールに加えレースの100m手前からレース通過まで停止していなければならない。レースとすれ違う場合を除き回漕レーンでは停止せずスタート地点に向かわなければならない。回漕レーンでの練習、分漕、ストレッチャー調整にて後続艇に支障を与える行為は固く禁止する。回漕クルーが競漕水域に侵入し競漕中の艇に影響を与えた場合は危険行為とみなし処分されることがある。
5. 大会中、レースの性質により、分読み及び呼び込みを日本語にて行うことがある。
6. 発艇は信号発艇または旗発艇のいずれかにて行われる。発艇マイクの状態により音声が聞き取りにくい場合があるが、クルーは信号が赤から緑に変わる瞬間、或いは発艇旗が振降ろされる瞬間を見て発艇しなければならない。
7. 他艇を接触・妨害する危険が生じた場合で着順に影響がないと判断される場合は、障害物の回避時に使用する特定の艇だけを主審が白旗で止める方法を準用することがある。

大会は「競漕規則」(2024年4月改訂)にて実施される。特に注意を要する条文を以下に抜粋するが、これらは確認のための要約であり競漕規則本文を正とする。

- レース艇にはバウボールをとりつけなければならない。また漕手の足を保持するストレッチャー、シューズは、緊急時に漕手が艇から速やかに離脱できる形式でなければならない。ヒールロープを使用する場合はかかとが水平以上にならないようシューズを固定し、漕手が片手の一動作で足を解放できなければならない。これらに違反している艇でレースに出場したクルーは失格までの罰則が与えられる。(10条)
- 艇の計量はレース終了後、全艇もしくは審判長が抽出した艇を対象とする。艇の重量はシート、リガーなど艇と一体となっているものに加え、艇に固定された艇内マイク用スピーカー及びその配線も含まれる。一方、オール、バウナンバー等は艇の重量に含まれない。艇内の残留水、工具、時計、ペットボトル、水を含むことによって重さが変わる

スポンジ、布類等は計量時には必ず取り除く。艇の計量を指示されたあとに艇重量に変化を及ぼす行為をした場合及び艇計量を拒否した場合は失格となる。(11条)

- 艇重量不足は BUW、発艇定刻遅れ等で発艇しなかったクルーは DNS、転覆等で決勝線に到達できなかったクルーは DNF と表記される。(定義等一覧表参照)
- 審判は次の場合に指導または警告を与える。(20条)

(1) 指導

レース中の軽微なルール違反など、レースの前後に審判が口頭で与えるもの。

(2) 警告

① 注意

レース中に主審が当該クルーに口頭と白旗によっておこなう警告

② イエローカード

航行規則違反(スタート水域停止義務違反、発艇・決勝線上での停止)、発艇定刻2分前到着遅れ、フォルススタートなどに対する警告。なお、イエローカードはその警告をうけたあとに出漕するレースが終了するまで効力が継続する。

③ レッドカード

無届けで出漕しない場合、ユニフォーム統一指示に従わない場合、ブレード不統一、デッドウェイト不携行、決勝レース以外で DNS・DNF が記録された場合、同一ラウンド2度のイエローカード、相手レーンに侵入しレース結果に影響を及ぼす妨害・衝突を引起こした場合等に対する警告を受けた場合。

- 罰則については以下のとおりとする。(20条)

(1) 最下位付置

当該レースの最下位として扱われる罰則。

最初の艇計量で規定重量に満たなかった場合(BUW)や、決勝レース(含む順位決定)にて DNS,DNF が記録された場合に適用される。ただし決勝前のラウンドがなく、いわゆる一発決勝の場合の DNS は最下位付置が適用されず除外となる。

(2) 除外

以降の当該レースに参加できなくなる罰則。

決勝レース以外での DNS/DNF, 2つのイエローカード、レッドカード相当の警告を受けた場合に適用される。

(3) 失格

そのクルーの競技者が大会の全種目の参加資格を失う罰則。

バウボール・ヒールロープなど安全基準違反、2度目の艇重量不足、氏名・資格の虚偽申告、時間内に計量しない競技者、舵手を欠いてフィニッシュライン通過、艇計量対象クルーの艇重量操作又は計量拒否、禁止行為を行った場合に適用される。

(4) 排除 (チームの失格)

そのチーム全体が大会全種目の参加資格を失うという重い罰則。

チーム全体が組織ぐるみで失格となる要件を犯した場合に適用される。

- 競技者及び所属団体関係者（監督・コーチ等）は安全指針に従い、レース参加に支障のないよう健康管理・安全管理・技量の維持向上に努めなければならない。特に競技者の水泳能力の管理と安全対策に万全を尽くすことが求められる。（22条・23条）
- ユニフォームとは競技者がレース中に着用するシャツとショーツ（あるいはそれらが一体となったローイングスーツ）のみをさす。（定義等一覧表参照）
- レースに出る際はユニフォーム以外のもの（アンダーシャツ、アンダーレギンス、帽子、靴下等）を追加して着用しても構わないが、それらがユニフォームの外に出る場合は全員揃えなければならない。ただし帽子は着用者と非着用者がいても構わない。舵手はユニフォームに加え別の着衣をつけることができる。パーソナルアイテムとして認められているもの（眼鏡、腕時計など）に限り全員でそろえる必要はない。競技者やブレードカラーと違いユニフォームは登録制ではないため、ユニフォーム変更や不揃いを届ける仕組みはない。大会参加にあたっては、主催者や競技役員、相手チームの競技者に深い敬意を払い、ユニフォーム及びユニフォームに加え着用するものはきちんと統一して準備し、色あせ等がないよう留意しなければならない。（30条）
- 舵手の性別は問わない。また舵手の最低体重は男子種目 55 kg、女子種目 50 kgとし、それを満たさない場合は艇内の最も近い場所に最大 15 kgのデッドウェイトを置いて出漕することができる。舵手計量はナックル艇及びマスターズ以外すべて行う。（25条）
- 舵手及び軽量級漕手の計量は、その日の出漕に着用するユニフォームにて行い、レース時にユニフォームに追加して着用できるアンダーシャツや靴下などは含めない。ただしパーソナルアイテムのうちの眼鏡など生活に必要なものは装着して計量ができる。計量は出漕日ごと、出漕種目ごとに各自の最初のレースの 2 時間前から 1 時間前に行う。公式計量器を使った予備計量を一度だけ申出ることができる。舵手については予備計量後の公式計量は 1 回のみとし不足分は 15 kgを上限としてデッドウェイトを作成できる。種目ごとに定められた時間内に計量を受けなかったクルーは失格となる。計量所の外にある計量器は各自事前計量として自由に使用できる。（25条・26条・30条）
- 大会要項で定められた事前変更可能期間(組合せ抽選日)を過ぎた後でも、そのクルーの大会最初のレース発艇定刻 1 時間前までであれば競漕委員会への「クルー編成変更届」の提出をもって、所属団体登録の競技者内から漕手の半数と舵手につき交代ができる。シングルスカルの交代は認められないが、組合せ抽選終了以降の傷病や交通途絶など、競技者の責めに帰すことができない事由については、事由を証明する書類の提出により競漕委員会が交代を認めることがある。また最初のレースの発艇 1 時間前であれば交代者を元の競技者に戻すことができる。一方、レースに一度出漕した場合は、それ以降のメンバー変更はできない。ただしシングルスカルを除く種目において競技者本人に傷病などの代替不能な重大事由が生じた場合は医師の診断書等の事由を証明する書類の提出により競漕委員会がメンバー変更を認める場合がある。（27条・28条）

- 回漕クルーは、スタートエリア(0~100m)ではレース通過時には停止しなければならない、また、スタートライン、フィニッシュライン上で停止してはならない(35条)。
  - 次レース出漕クルーは待機水域にて発艇員からレーン割当を受ける。バウナンバーと使用レーン番号は必ずしも一致しない。クルーは待機水域以外で待機したり、呼込まれていないにもかかわらず勝手に競漕水域に侵入したりしてはならない。いったんレーンが割当てられた後は、速やかにレーンに入り、自己のレーン内で練習することができるが、割当てられたレーンはずれたり、回漕レーンに戻ることはできない。(36条)
  - クルーは発艇定刻 2 分前までに所定のスタート位置に着かなければならない。例えクルーの責めに帰すことができない事由であっても、発艇定刻に遅刻するクルーは、予めその理由を最寄りの審判に伝え審判長の許可を得なければならない。(38条)
  - レース中、クルーが相手レーンに侵入し、接触・妨害など自己を有利にする(相手に不利益を与える)可能性がある場合には主審により白旗にて警告が与えられるが、進路・操舵に関する指示は与えられない。主審は競漕クルーに対し効率的・機能的に対応できる位置に主審艇を置くため、レース展開や勝上がり数により遅延クルーを追い越すことがある。(45条) また、警告が与えられたにもかかわらず、着順に影響を与える結果をもたらしたクルーは除外の措置がとられる。また、再レースを行う場合は着順に影響があったクルーのみで実施される。(47条)
  - レース中の不可抗力による不利益や、艇の故障を理由にレースの中止や無効を主張することはできない。ただしマスターズについてはスタートエリア(0~100m)内での艇の故障時には、その旨を表明して主審にレースを中止させることができる。(50条)
  - 定員を欠いたクルーはレースに参加できない。レース中の落水により舵手を欠いてフィニッシュラインに到達したクルーは失格となるが、漕手が故意によらず落水した場合は着順を認める。落水後自力であれば乗艇することも認められる。(57条)
  - 除外クルーは次のラウンドに進めず着順はつかないが、それまでのレースに出漕し、決勝(順位決定戦を含む)に進んだクルーについては、DNS, DNF の場合でも最下位として着順が認められる。(59条)
  - レース中、クルー関係者は定められた場所において肉声にて応援することができる。またタイムヤストロークレートなどの機器は交信できないことを条件に搭載を認める。艇内に携帯電話等を含む無線通信機器を搭載した場合、各自のレース時間にかかわらずレース用航行規則適用時間帯に使用した場合は失格となる。(61条・64条)
  - レースに関するクルーから審判に対する異議申立ては、水上で主審によりレース終了の白旗があげられる前にクルーから挙手等による明確な意思表示にて行う。この際主審による決定、またはそれ以外のレース結果に関する不服がある場合は書面にて、当該決定がなされてから1時間以内に不服審査委員会に申立てることができる。(75条)
- ここに紹介できなかった他の条文についても必ず目を通し、指導者、競技者として安全かつルールを熟知した上で大会に参加するよう努めなければならない。